

(享永四年)  
四月 九日

今枝六良左衛門 ⑧  
林 弥一左衛門 ⑨

#### 第四節 宝永～正徳期の藩政

秦山は藩の横目役からこのように危険人物と見られている。前掲『南路志卷七三』と対比して、時の権力者の猜疑と悪意に満ちた観方と考えられるところである。

宝永の地震・津波 さて豊隆が深尾若狭に痛棒を食わして、自己の権力を高めようとしたかに見える以上の事件の後、翌宝永四年(一七三三)未曾有の地震・津波は襲来する。由来土佐は災害の多いところとして知られている。地震でも古くは白鳳の地震、近くは安政の地震(後述)がある。そのほか暴風・洪水・火災はほとんど枚挙に暇もないほどある。まして元禄末以来ほとんど連続的に災害が集中していた。豊隆襲封の年にも相当激しい風水害があった。当時の人々を驚かした地震・津波について『山内氏時代史稿卷六』には『聞出文盲下』を引用して、次のように述べている。

一 宝永四丁亥十月四日空晴四方三雲なし。其暑氣絶難き事極暑の如し。午ノ刻二至り暫くゆらりと静に地震す。夫より次第にゆり出て天地と一ツに成様に家も蔵も崩れあやも見合せ難し。其ゆる事身も裂るが如し。大地も微塵にわれ小砂など沸暫く有亦ゆり、幾度と云事間なくゆり夫より津浪打入由声々に叫む。上を下へと返し近辺の山々へ逃走り行や否浪打入國中一同也。高知辺ハ久万・薊野・一宮・秦泉寺山の根迄一面の海と成。又引又打入第三番目の浪夥く正面に浪打入ならハ、高知の地形より二丈も高き程也。然るに浦戸・種崎の方より打入浪西孕の山端に当り法師崎へ打むけし時、東下田の江より打込浪と打合ひ勢ひよハリ、夫より北へ白浪入故高知へハ其脇潮入込。されとも大御門前迄河の様ニ成。其後日数重れ共入込たる潮滞らず、惣して船に往來す。此内も一晝夜に六、七度地震す。尤前の様にハなけれども余程の地震也。大地ゆるぐと筏などの上に座したる様に地不ノ定動き、その心本なき事演難し。翌年になれば乾く事なく掘端へ潮切堤築往來不自由故、石淵迄之大道高く築かせ被レ成陸地通路と成。又春より秋迄大雨間なく、此雨重るに随ひ地震もへり地のゆふづく事も止る。され共三、四年の間時々地震有。此時分西分地形六、七尺下る。京津呂・室津ハ上るとや。

いかに大きな恐怖を人々に与えたものであったかは明瞭であろう。しかも城下町周辺では地盤沈下があり、地震・津波後も久しく滞水して人々を苦しめたようである。しかしながらこの地震わけて津波が、海岸地方に与えた災害は古今未曾有であった。城下町周辺をはるかにこえるものであった。いま『孕石家秘録』(『土佐国群書類従 卷三六』)から抄出すれば、

- 一 流失家巷万千百七拾軒  
(内民家巷万九百六十三軒)
- 一 潰家四千八百六十六軒  
(内民家四千七百三十軒、内二千二十二軒は城下町)
- 一 破損家千六百四十九軒  
(内民家千五百九十八軒、内五百二十三軒浦分)
- 一 死人千八百四拾四人  
(内男五百六十二人、女千二百八十二人)
- 一 過人九百貳拾六人  
(内男八百九人、女百十七人)
- 一 流死牛馬五百四十貳疋  
(内牛百六十八疋、馬三百七十四疋)
- 一 過牛六疋
- 一 流失米穀貳万四千貳百四拾貳石
- 一 濡米穀壹万六千七百六拾四石
- 一 流失塩四百八十石
- 一 流失茶三百三十斤

## 第四節 宝永～正徳期の藩政

- 一 流失艦節五十万八千節
- 一 流失并破損ノ船七百六拾八艘
- 一 流失網四百三拾九帖
- 一 流失材木五万四千六百本
- 一 浦々塩燒道具不ノ残流失
- 一 流失保佐・松節共六百八十三艘荷但巻艘十端帆ノ積
- 一 流失起炭式拾艘荷但右同斷
- 一 損田四万五千七百七十石(四千五百十七町・筆者)
- 一 井関・川除堤破損四千九百九ヶ所
- 一 流失板橋百八十八ヶ所
- 一 流失寛九十九式艘
- 一 流失井留六十七艘
- 一 亡所浦六十卷ヶ所
- 一 半亡所浦四ヶ所
- 一 亡所ノ郷四拾式ヶ所
- 一 半亡所之郷三拾式ヶ所
- 一 山分山崩畑作ノ雜穀類大分損失
- 一 湊三ヶ所大破其外御國中往還ノ道筋及ニ破損一往來不自由之所数ヶ所

なお『南路志卷七三』によれば、災害の甚だしかった種崎では水死七百余人、宇佐では同四百余人、須崎では同三百余人、久礼では同二百余人、また亡所浦はとくに幡多郡(4)に多く、計四十五浦、これは九十五の亡所浦、郷の半ばに当たる。壊滅的な打撃を受けたものである。なお浦方荒廢の意義については後述する。

驚いた藩では直ちに善後策を講じるとともに、重臣山内主馬(後述)を江戸に派遣、老中土屋相模守にたよって事情を説明し参勤交代を免除される。『山内家文書』(前掲)宝永五年(モロ)によれば老中等もしごく同情、「兎角御参府御免不レ被レ成候由は御国成立申間舖と思召、此段 具被レ達ニ上聞今年御参府御免被ニ仰付」たものである。ところが豊隆は『同史料』によれば、参勤免除の奉書を受け取って「未三ヶ月も過不レ申候処ニ御参府之儀御願被レ成」て江戸方面の藩の役人を困却させている。豊隆は参勤免除について便宜を図ってくれた土屋相模守には、この点さすがに申し出でにくかったのか他の要路の大官に運動し、これがまた在府役人を困らせる。結局は次の『山内家文書』(前掲)の

一 筆啓上任候先以 公方様 大納言様益御機嫌能可レ被レ成ニ御座一恐悦奉レ存候。随而御自分様亦御堅体御動可レ被レ成珍重奉レ存候。然は去冬領国就ニ損亡一今年参勤御免被ニ 仰出一難レ有仕合奉レ存候。緩々在国仕御用大形手合仕偏御威光之程難レ有奉レ存候。然者私儀継目被ニ仰付一入国以後初而之参府不レ仕、久々御機嫌之程於ニ遠国一奉ニ承知一迄之御儀時交之不幸乍レ恐心外奉レ存候。誠以存掛も無ニ御座一御結構被ニ 仰出一候上却而恐多奉レ存候得共、万端致ニ手輕一当年中参勤仕奉レ伺ニ御機嫌一度奉レ願候。次ニは病身至極之老母御座候。見合保養相加度奉レ存候。随而当地潮に今透と引払不レ申湿深病人多御座候。拙者儀自然病氣附候而は遠国ニ而醫師不自由ニ御座候。然共此数条ハ内証之儀故全願申ニては無ニ御座一候得共、御手前様之儀故申上候。旁被レ届ニ聞召一参府仕候様ニ被ニ仰付一候ハ、重々冥加至極奉レ存候。何分ニも宜様ニ奉レ頼候。此段為レ可ニ申上一如レ是御座候。尤別紙口上書ニ委細申上候。恐惶謹言

(宝永五年)  
月 日

## 第三章 藩政中期

この書状案は豊隆の悪評をさらに裏付けるものである。襲封最初の参勤、あるいは母の病氣見舞ともっともらしい理由を付けているが、あの災害がこのような短期で「大形手合仕」るはずはない。右の文書を布行した他の文書では、「国端迄介補仕破損所も大概修補仕、漁民農民迄次第ニ成立飢寒之ものも無ニ御座ニ手船等も過半出来」

と驚くべき報告をしている。土佐藩政史上にいわれる名君の少ないことを嘆ぜしめるのも、まさに豊隆に窮まる  
と言うことができるようである。

## 第二項 藩政の推移(二)

享保の大火 さて『鹿敷村庄屋所助家記』(『土佐国群書類従巻六一』)によればこの大火は、

一 享保十二年二月朔日昼九ツ時より越前町より出火、夫より桜馬場、尾戸川端・江ノ口・西大門より御城ニ移り、御本丸、二、三の丸、長つほね焼失なり。角矢倉、南ノ角矢蔵残る。御屋敷残る。大門筋ニ帯刀殿・多門殿残る。帯屋町南輪下モ式丁残る。土橋より内外、江ノ口・アタゴ町不残焼失、二日に焼る也。

一 翌二日同町同所の隣家より又出火、南へやけ川岸端より本町・中島町内外、升形・鷹匠町・与力町・片町・下町不残、御蔵残る。農人町より北鉄砲、新町分都不残、夫より潮江新町焼失。

一 焼失家四千百貳軒、三百九拾貳軒御侍中、三千百拾軒町家、六百軒郷分潮江・江ノ口・小高坂

藩は二日の晩から十五日にかけて町内二カ所で焚き出しをやり、延十万余人に米約百石を与え、あるいは武士にも米を支給して救済に努力したが、この後高知城をはじめとする復旧事業は、たださえ困窮した藩を苦しめることになる。藩は翌十三年(七三〇)ついに、「今年ヨリ五年之間御借上被ニ仰出一、四ツ物成ハ三分一、四ツ成以上ハ以上ノ分モ半分御借上、無足并輕輩等社領等夫々割定有」(『御当家年代略記巻一』)と借知三分一を令する。

『自家雜記』(『南路志巻一四』)によれば、同年藩は

一 未年惣体困窮及ニ餓死跡一之衆有レ之組頭より訴候へ共、無ニ許容一 向後少々之御補も難ニ相成一 候間、至極之面々御

## 第五節 享保～寛延期の藩政

暇願出候ハ、御間届被レ成由被ニ仰渡一。

このように家臣団の救済さえも処置なしと言う状態であった。こうした状態のなかでの三分一借知は武士をいよいよ窮乏させたと思われるが、『藩志内篇』によれば、当時百石の知行取りは免四ツ成のとき、実収わずかに二十六石六斗六升であった。したがって藩は借知のたびに武士の借財の整理をする必要があった。すなわち古借は無利息据え置きである。これは町方にも影響せずにはおかない。また借知分を質入れの宛義にする事を禁じる等厄介なことであったが、他方借知によって急速に家臣団は退廃する。年頭恒例の馭初にも、二百石以下は武者押御免にする等の処置が取られたが、これは武士の誇りと責任感を喪失させるものである。したがって彼等の多くは免れて恥なき感情となる。享保十六年(二三)「寛」(『藩志内篇』)には、

近年ハ諸御用人類も風俗を乱町郷人之以ニ賄賂一馴合、平常参会慶応等も不レ絶様及ニ風聞一候。若弥於レ然ハ役頭之常々示方油断ニ可レ有レ之か。惣古風を捨當時之模様ニ移役人之失ニ本意一たる様子粗相聞候。殊ニ面々於ニ役所一ハ御損益之所重ニ可レ心得一義、万一私曲不埒之仕筋令ニ出来一ハ勿論当罰ニ可レ被ニ仰付一候。猶此節嚴密ニ可レ被レ示候。

下級役人の腐敗に藩は手を焼いているようである。収入の少ない者ほど、生活の向上と借知のはさみ打ちに苦しむはずである。同書にはまた借銀の違乱を戒め、「自分之難堪を以<sup>みだり</sup>狼<sup>みだり</sup>二人の物を借取、自用を達候儀可レ為ニ本意一哉。」と教えている。

第三節 安政改革

之權ニして国内一致ニ申付候儀当然之訳ニ候得は、其方給知之者たり共同國民之儀ニ付、向後爾來之作配ニ相任間敷候。其余國政之關係致し候様ニ道利一不ニ相当ニ之儀於レ有レ之ハ、先達申聞候通旧來之仕來りたり共其品ニより私ニ取扱差留候儀も可レ有レ之、尤事柄ニより怨差聞候儀有レ之候ハ、奉行共迄可レ被ニ申出一候。

深尾 鼎殿 (『憲章籌官掟之部』)

日付けはないが「昨年秋」から考えて安政元年(一八五〇)のことであろう。また一万石筆頭家老を殿付で呼んだのは容堂が命じたからであろう。容堂は強い態度であるが、右の史料から家老等の抵抗が改革をはばみ、ついにはからずも東洋罷免にまで発展したとしても当たらない推理ではない。

安政地震 また安政地震は安政元年(一八五〇)十一月五日七ツ半に突発した。『春秋日記帳』によれば、小半時(三十分)のはげしい震動に「歩行不能竹藪之内」へ避難したが、目前で「岡崎家蔵土壁悉落大ニ震動」する。さらに川水は兩岸にあふれて水面も堤の表面も同一となる。堤の表面には所々割れ目ができる。そのうち夕方には津波が計十一回襲来し、右馬允の居村付近では「汐前キ弘岡下ノ村限筋也」まで及んだという。翌五日には小屋掛けをして避難したが、その後も余震に脅えた生活を続ける。六日の記事には、「晝夜地震数お不知、拾参目之火炮お耳辺ニ而打様ニ間もなく」地鳴りがするともある。もともと被害の激甚であったのは城下町の火災である。七日に城下町に右馬允は親戚を尋ねたがその行方はいっさい不明である。城下町東半の町人居住区の「下町ハ朝倉町上壱丁置北へ見通焼失、浦戸町湊屋より下皆焼、御町方役屋より北見通焼」という惨状である。次に藩が集計した被害をあげよう(『土佐藩政録』)。

役屋	二二四軒	小筒	一一〇挺
待屋敷	三五九	船	七七六艘
市郷屋敷	一七四六九	引網	三七七帳

亡所	四所	米	一七五八九石
土蔵納屋	三九六〇棟	纏節	一五万本
田地	二五三一反	甘蔗	二二千貫
大砲	一五門	死人	三七二人

日中であつたのと津波が小さかつたのとで人命に被害が少なかつたようであるが、何さまたいへんなことである。時局柄その復旧は焦眉の急であつた。

容堂は江戸からただちに指令して、拳藩一致を呼びかけ、「手許ヲ始メ冗費ヲ省キイツレモ非常ノ覚悟肝要」と命令する。さらに彼は願いで滞府を切り上げて帰国し、その復旧の陣頭指揮をする。安政二年(一八五〇)容堂が必死となつて天災による改革の挫折を回避しようとしたことは、同年二月の意見書(『土佐藩政録』)に明らかであつて、窮鼠猫をかむの概があり、悲壯でさえある。彼は天災の地震を天譴と心得よとまず冒頭で説き、さらに災いを転じて福とせよと激励する。以下箇条書で訓戒しているが、ここにも嘉永六年(一八二五)改革の精神は脈々と生きている。人材起用、士氣の涵養、積極進取を呼びかけ、問題に体当たりする気構えを要求している。このうち人材起用については、「有志輩ハ其端ヲ捨テ其長ヲ取奉用」と述べ、東洋失脚に連なる党派の争いを戒め、また安然と打ち過ぎ政事を妨げる者は、先代藩主に対し不孝・不忠者として叱る。ここにも改革をはばむ者に対する容堂の怒りが示される。さらに学問・武芸はすべて実用を重んじ、ことに「詩文ニノミ心ヲ尽シ彫弄の末技ヲ以学問ト心得」てはならないと訓戒する。ここで改革を頓挫させては、土佐藩の勢力は大きく動揺し、ひいては中央政府での容堂の発言力は、また大きく後退すると恐れたことであろう。

しかしながら容堂がいかにすぐれた政治家であつたとしても、一片の布告で政争を終止させることは不可能である。上土と中土の対立は根深い。『土佐藩政録』には安政二(一八五〇)三年(一八五〇)と考えられる奉行職の任免を載

第六章 藩政末期

## 第三節 安政改革

せているが、まことに新任・辞任・再任が頻繁である。藩政は難航していたものであろう。ただ安政地震とその復旧が不幸中の幸いとして、藩は団結して復旧に取り組み、その結果として、むしろ改革が順調に進められたのではないかと考えられる。かくて藩が時局急迫下にまず取り上げた藩権力の強化と、海防充実につぐ地方支配の刷新も、安政三年（一八五二）から着手されるが、この点については後述にまわし、以下容堂の全国的な活動に返ることとする。